

日本学術振興会 特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員） 遵守事項および諸手続の手引
令和8年度版（令和8年5月改定）における主な修正箇所の抜粋

項目	修正後	修正前
I-4.	<p>特別研究員-CPD の義務</p> <p>(1) 研究専念義務</p> <p>特別研究員-CPD は、採用期間中、申請書記載の研究計画に基づき、研究に専念しなければなりません。このことは「特別研究員-CPD としての研究活動」以外の様々な活動を一律に制限するものではありません(※)が、「特別研究員-CPD としての研究活動」を自らの主たる活動とし、その遂行に支障が生じることがないように、採用期間中において自らの活動全体を適切に管理してください。(「VI よくある質問」 問1-2 参照)</p> <p>なお、本義務は、出産・育児による採用中断又は傷病・<u>介護等</u>による採用中断の扱いを受ける場合を除きます。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 3年間以上の海外渡航（以下「主要渡航」という。）に係る義務</p> <p>特別研究員-CPD は、次の①～④に掲げる義務等を負うこととなります。</p> <p>① 出産・育児に係る採用中断期間及び傷病・<u>介護等</u>を理由とする採用中断期間を除き、採用開始後1年以内に主要渡航を開始しなければなりません。</p> <p>② 出産・育児に係る採用中断期間及び傷病・<u>介護等</u>を理由とする採用中断期間を除き、継続した3年間以上、国外受入研究機関で研究しなければなりません。なお、主要渡航期間（継続した3年間以上）には、PD での採用期間中の渡航は含みません。</p> <p>(後略)</p>	<p>特別研究員-CPD の義務</p> <p>(1) 研究専念義務</p> <p>特別研究員-CPD は、採用期間中、申請書記載の研究計画に基づき、研究に専念しなければなりません。このことは「特別研究員-CPD としての研究活動」以外の様々な活動を一律に制限するものではありません(※)が、「特別研究員-CPD としての研究活動」を自らの主たる活動とし、その遂行に支障が生じることがないように、採用期間中において自らの活動全体を適切に管理してください。(「VI よくある質問」 問1-2 参照)</p> <p>なお、本義務は、出産・育児による採用中断又は傷病による採用中断の扱いを受ける場合を除きます。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 3年間以上の海外渡航（以下「主要渡航」という。）に係る義務</p> <p>特別研究員-CPD は、次の①～④に掲げる義務等を負うこととなります。</p> <p>① 出産・育児に係る採用中断期間及び傷病を理由とする採用中断期間を除き、採用開始後1年以内に主要渡航を開始しなければなりません。</p> <p>② 出産・育児に係る採用中断期間及び傷病を理由とする採用中断期間を除き、継続した3年間以上、国外受入研究機関で研究しなければなりません。なお、主要渡航期間（継続した3年間以上）には、PD での採用期間中の渡航は含みません。</p> <p>(後略)</p>
I-10.	<p>資格の喪失による採用期間の終了</p> <p>I-2. 遵守事項(1)～(6)のいずれかに違反、又は次に掲げる①～⑧のいずれかに該当すると判断した場合には、特別研究員-CPD の資格を喪失し採用を終了するとともに資格喪失以後に支給した研究奨励金があれば返還を求めることがあります。</p> <p>① 出産・育児による採用中断又は傷病・<u>介護等</u>による採用中断の扱いを受ける場合を除</p>	<p>資格の喪失による採用期間の終了</p> <p>I-2. 遵守事項(1)～(6)のいずれかに違反、又は次に掲げる①～⑧のいずれかに該当すると判断した場合には、特別研究員-CPD の資格を喪失し採用を終了するとともに資格喪失以後に支給した研究奨励金があれば返還を求めることがあります。</p> <p>① 出産・育児による採用中断又は傷病による採用中断の扱いを受ける場合を除き、研究</p>

	<p>き、研究を継続できないことが明らかなとき (後略)</p>	<p>を継続できないことが明らかなとき (後略)</p>
II-1.	<p>研究奨励金 (3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産・育児による中断期間には支給されません。(研究再開準備支援期間を除く。) ・ 傷病・<u>介護等</u>による中断期間には支給されません。 ・ 月の途中で採用終了(中途辞退及び資格の喪失を含む)した場合、当該月の研究奨励金は減額されます。 	<p>研究奨励金 (3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産・育児による中断期間には支給されません。(研究再開準備支援期間を除く。) ・ 傷病による中断期間には支給されません。 ・ 月の途中で採用終了(中途辞退及び資格の喪失を含む)した場合、当該月の研究奨励金は減額されます。
III-8.	<p>主要渡航期間の変更について (1) 申請手続</p> <p>主要渡航期間を変更する場合は、本会へ事前に連絡のうえ、速やかに次の書類を提出してください。原則として、主要渡航期間が3年未満になるような期間の変更を行うことはできません。</p> <p>出産・育児及び傷病・<u>介護等</u>による採用中断で主要渡航計画に変更がある場合も本手続が必要となります。なお、主要渡航期間中に中途辞退する場合は、本手続については不要です。</p>	<p>主要渡航期間の変更について (1) 申請手続</p> <p>主要渡航期間を変更する場合は、本会へ事前に連絡のうえ、速やかに次の書類を提出してください。原則として、主要渡航期間が3年未満になるような期間の変更を行うことはできません。</p> <p>出産・育児及び傷病による採用中断で主要渡航計画に変更がある場合も本手続が必要となります。なお、主要渡航期間中に中途辞退する場合は、本手続については不要です。</p>
III-15.	<p><u>介護による採用の中断及びそれに伴う延長について</u></p> <p><u>特別研究員は、採用期間中、申請書記載の研究計画に基づき研究に専念することを義務付けられていますが、介護により研究に専念することが困難な場合においては、採用の中断及びそれに伴う延長が、希望により可能となります。</u></p> <p><u>(1) 対象者</u></p> <p><u>・ 家族(※1)が育児・介護休業法に定める「要介護状態」(※2)であり、介護のために中断を希望する特別研究員</u></p> <p><u>※1 配偶者等、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母を指し、同居の有無は問わない。</u></p> <p><u>※2 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>

時介護を必要とする状態のこと（障害児・者や医療的ケア児・者を介護・支援する場合を含む。ただし、乳幼児の通常の成育過程において日常生活上必要な便宜を供与する必要がある場合は含まない。）

(2) 中断期間

- ・ 中断期間の単位は1ヶ月とし、複数月を1度に願い出ること可とします。
- ・ 中断期間の上限は対象家族1人につき、3ヶ月を上限とします。

(3) 採用の延長

延長を希望する場合は、採用の中断が承認された月数につき、採用終了日を繰り延べ、採用期間を延長します。

(4) 研究奨励金の取扱い

中断期間中は、研究奨励金を支給しません。また、採用を再開する月から、研究奨励金を支給します。

(5) 特別研究員-CPDの義務の免除等

中断期間中は、特別研究員の研究専念義務を免除します。
ただし、研究報告書は当該年度の全ての期間において採用の中断をした場合を除き、翌年度の4月20日までに提出する必要があります。また、採用の中断中であっても特別研究員の資格は有し、研究専念義務の免除を除き遵守事項等は免除されるものではありません。（中断中の報酬受給については「Ⅶ よくある質問」問6-3 参照）

(6) 科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）の取扱い

令和8年度は、介護による特別研究員の採用の中断を取得する場合に伴う補助事業の中断、及び採用期間の延長に伴う補助事業期間の延長を行うことはできません。

(7) 手続

・採用中断を開始する場合の手続

【学振マイページ】から採用中断の事前連絡を行い、「採用中断願<様式 C4-1>」、及び医師の診断書又は家族が要介護状態にある事実を証明できる書類（ともに写し可）を添付のうえ、原則として採用中断の開始を希望する月の初めから1ヶ月前までに、受入研究機関を通じて提出してください。

※ 主要渡航期間中に採用中断を行う場合は、「受入承諾書（国外）<様式任意>」も併せて提出してください。承諾書は国外受入研究者の署名入りで、「介護のための中断を承認すること」、「採用中断期間（開始日、終了日）」、「採用再開後も受入を継続すること」、及び「採用再開後の受入期間終了日」が明記されていることが必要です。また、採用中断により主要渡航期間が変更となる場合には、「主要渡航計画変更届<様式 C3-3>」も提出してください。（「Ⅲ-8. 主要渡航期間の変更について 参照」）

・採用中断期間を変更する場合の手続

既に承認された採用中断期間の変更を希望する場合は、【学振マイページ】から採用中断変更の事前連絡を行い、原則として変更を希望する月の初めから1ヶ月前までに「採用中断期間変更願<様式 4-2>」を受入研究機関を通じて提出してください。

※ 主要渡航期間中に採用中断期間の変更を行う場合は、「受入承諾書（国外）<様式任意>」も併せて提出してください。承諾書は、国外受入研究者の署名入りで「介護のための中断期間の変更を承認すること」、「変更後の採用中断期間（開始日、終了日）」、「採用再開後も受入を継続すること」、及び「変更後の再開後受入期間終了日が明記されていることが必要です。

・採用を再開する場合の手続

既に承認されたとおり採用再開を希望する場合は、採用再開を希望する月の初めから1ヶ月前までにその旨を【学振マイページ】で連絡してください。また、受入研究者及び受入研究機関の事務局にも、各自で採用再開を連絡してください。

<p>Ⅲ-20.</p>	<p>研究遂行経費の支出報告書について</p> <p>(中略)</p> <p>出産・育児、傷病、<u>介護</u>、災害等、やむを得ない理由により提出期間内に提出ができない場合は、提出期間の延長が可能ですので、期限までに本会へ連絡してください。ただし、源泉徴収票が発行できるのは、本報告書に基づき、本会が研究遂行経費の金額を確認した後となりますので、ご注意ください。</p>	<p>研究遂行経費の支出報告書について</p> <p>(中略)</p> <p>出産・育児、傷病、災害等、やむを得ない理由により提出期間内に提出できない場合は、提出期間の延長が可能ですので、期限までに本会へ連絡してください。ただし、源泉徴収票が発行できるのは、本報告書に基づき、本会が研究遂行経費の金額を確認した後となりますので、ご注意ください。</p>
--------------	---	--